

PLUS KANAGAWA

+WORLD +HUMANITY +YOU



KANA GAWA



熊本地震における神奈川県支部の活動

わたしたちの
神奈川だから

活動資金へのご協力をお願いいたします。

かながわの赤十字は、



災害救護事業

とつぜんの災害に備えます

地震などの大規模災害・大事故などに備え、常時救護班を編成しているほか、物資の備蓄・配布を通じて人々への救援活動を行っています。

●災害救護

神奈川県では、赤十字病院の医師、看護師などで構成される救護班15班(全国では499班)を常備しています。いち早く救護班を派遣し、救護所や避難所での診療やこころのケア活動などを行います。救護班は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、事務員2人の6人が1班となっており、必要に応じて薬剤師、ボランティアなどが加わります。

●被災者援護

～火災・風水害・床上浸水など～

災害救助法が適用されない規模の火災、風水害の時に、市区町村を通じて、援護物資や見舞金をお届けします。また、床上浸水の被害に遭った方々にも見舞金をお届けしています。



●救援物資

～備蓄と配布～

大規模災害が発生したとき、迅速に救援物資をお届けできるように緊急セット(携帯ラジオ、タオル、懐中電灯など)、安眠セット(マットレス、枕、アイマスクなど)、毛布などを常に備蓄しています。



健康・安全事業

いのちと健康を守る講習を行っています

人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識や技術を伝えるため、県内各地で講習を開いています。希望する団体には、指導員の派遣、資材の貸出等を行っています。

●救急法

日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの固定、搬送、災害時の心得などについて学びます。



●健康生活支援講習

誰もが迎える高齢期を、健やかに生きるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術などについて学びます。



●水上安全法

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などについて学びます。



●幼児安全法

子どもを大切に育てるために、乳・幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などについて学びます。



義援金の受付

国内で発生した集中豪雨や大規模地震で被災した方々への支援を目標に、みなさまからの義援金を受け付けています。義援金配分委員会を通じ、迅速かつ公平に全額を被災地にお送りします。

- ・東日本大震災義援金
- ・平成27年台風第21号与那国町災害義援金
- ・平成27年台風第18号等大雨災害義援金
- ・屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金
- ・長野県神城断層地震災害義援金 (平成27年度 実績)

なにもない時にも。

こんな活動をしています。



青少年赤十字

「思いやり」を「実行」できる子どもの力を育みます

県内323校が青少年赤十字に登録し、児童・生徒が思いやりのある豊かなところを持って育つように学校教育の中で活動をしています。救急法や防災の学習、募金活動や美化活動、そして世界の人々の文化を理解し、助け合うなどの活動を通して、自ら「気づき、考え、実行する」力を育んでいきます。



血液事業

献血ルームや献血バスで、健康のバトンをつなぎます

県内8ヶ所の献血ルームと計12台の献血バスを運用して、健康な方々からの献血をお願いします。2つの血液センター（厚木市・横浜市）では、24時間体制で病気やけがの治療に使う血液を届けています。また、献血への理解を深める普及活動も行っています。



赤十字奉仕団

防災、健康・安全、高齢者福祉など、地域のニーズに応えています

日本赤十字社は、数多くのボランティアに支えられています。神奈川県では95団、約2万3千人の方々が活動に参加されています。その活動は、防災や子育て支援、講習の指導、献血の広報や接遇、視覚障害援助など多岐にわたり、県内各地で社会の福祉に貢献しています。



国際活動

開発途上・紛争被害の国々へ、継続的な支援をしています

災害や紛争、病気などに苦しむ人々を救うため、世界最大のネットワークを活かして、緊急時の救援や復興支援、予防活動に取り組んでいます。

●神奈川県支部のおもな国際活動
・ミャンマーやカンボジア、東ティモール
救急法普及事業



社会福祉事業

県の指定管理を受け視覚障害者のための施設を運営しています

高齢者、子ども、障害のある方々をサポートし、自立支援、介護、食育、治療、訓練、義肢製作などをボランティアの協力のもと行っています。



●神奈川県ライトセンター

県が設置した視覚障害者のための情報提供施設で、赤十字が運営管理しています。神奈川県ライトセンターは、点字や録音図書・雑誌等による情報提供、日常生活に必要な支援や訓練、スポーツの場の提供など社会参加を支援する活動をしています。



看護師の養成

災害救護など幅広く力を発揮できる人を育成しています

赤十字では120年以上前から看護師を養成しています。保健医療、災害救護、国際救援など幅広い能力を備え、社会に貢献できる人材の育成に力を入れています。神奈川県支部では、県内の赤十字病院と連携し救護訓練や研修会を積極的に行い、災害時に医療救護チームのメンバーとして活躍できる救護看護師の養成に努めています。



医療事業

3つの赤十字病院・3つの診療所を運営しています

地域に根ざし、信頼と親しみを得られる病院づくりに努めています。災害時の医療拠点として、災害救護班・災害用医療機器を備えているのが特徴です。

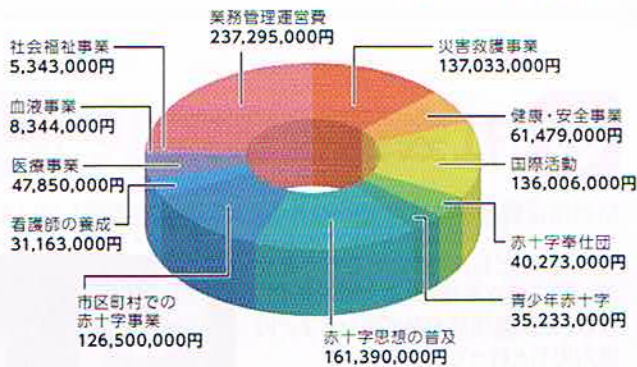


平成29年度事業予算／平成27年度決算報告

■平成29年度事業予算

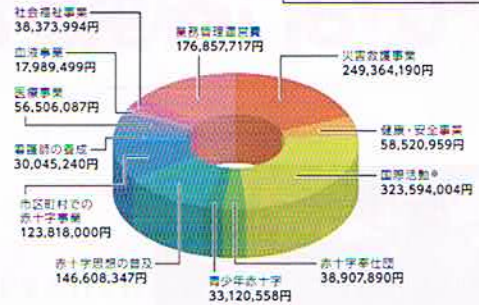
合計1,027,909,000円

(備考) 赤十字病院、血液センター及び社会福祉施設は、施設ごとの特別会計になっており、この予算には含まれません。



■平成27年度決算報告

合計1,293,706,485円



収入合計額* 1,370,732,885円
 内訳
 社資収入 1,181,158,866円
 事業収入・その他 189,574,019円

(備考)
 1 差引額77,026,400円は、次年度に繰り越しました。
 2 赤十字病院、血液センター及び社会福祉施設は施設ごとの特別会計になっており、この決算には含まれません。
 3 上記決算額は決算承認日の都合上、本掲載は1か年遅れとなります。

*「2015年9月1日地価指数」の167,713,274円が含まれています。

ご寄付に対する税制上の優遇措置について

日本赤十字社へのご寄付に対しては、その公益性から、税制上の優遇措置があります。

個人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。

法人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別格で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

赤十字は皆さまからのご寄付によって 支えられています

平成29年4月から

「社員」が「会員」になります。

これまで赤十字の支援者を「社員」とお呼びしていましたが、4月から「会員」と改めます。ご支援いただける皆さまは、単なる協力者ではなく、赤十字のかけがえのないパートナーです。

なぜ?

社員という名称が、株式会社などの社員や日本赤十字社の職員を連想することがあるので、わかりやすくしました。

どう変わる?

ご支援者の方々は、これまでどおり、年に500円以上を目安としたご協力により、日本赤十字社の活動へのご支援をお願いします。その中で、年2,000円以上のご協力をいただける方々は、日本赤十字社の運営に参画する「会員」として登録させていただきます。赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、機関紙「赤十字NEWS」などを送付します。また、会員以外のご協力をいただける方々を「協力会員」とお呼びします。そして、「会員」および「協力会員」の皆さまからのご寄付を「会員(活動資金)」とお呼びします。

表彰制度について

日本赤十字社へのご寄付に対しては、日本赤十字社と国からの表彰制度があります。

日本赤十字社の表彰

銀色有功章

累計20万円以上のご寄付をいただいた場合



有功章(横式)



略章

金色有功章

累計50万円以上のご寄付をいただいた場合



有功章記



有功章



略章



法人・団体(横式)

社長感謝状

金色有功章を受章後、累計50万円以上のご寄付をいただいた場合



感謝状

